

35 「酒類販売業等に関する懇談会」の取りまとめ (平成 16 年 12 月 17 日)の概要

酒類販売を取り巻く環境が大きく変化するなかで、これまでの取組を踏まえ、酒類の販売管理に対する社会的要請へのさらなる対応としてどのような施策が考えられるかの検討を行うため、平成 16 年 2 月に「酒類販売業等に関する懇談会」を再開した。

再開後の懇談会では、前回の「酒類販売業等に関する懇談会」取りまとめ（平成 14 年 9 月「酒類小売業を中心とした酒類業等の現状と課題」）において、「人口基準廃止以降の酒類取引の適正性や販売管理体制などの適正性を確保するための措置の整備を段階的に進めることが必要である」との指摘がなされている経緯等を踏まえ、幅広い観点からのご意見を伺い、また、欧米諸国の酒類販売規制の現状についても、現地調査を実施し、検討を行ってきた。

平成 16 年 12 月、懇談会における検討結果が、「酒類販売業等に対する社会的要請へのさらなる対応のあり方」として座長により取りまとめられたところである。

【懇談会の開催実績】

- 〔第 11 回〕平成 16 年 2 月 24 日
(懇談会再開の趣旨及び経緯等 (国税庁より説明))
- 〔第 12 回〕平成 16 年 3 月 24 日
(酒類業界・酒類行政の現状等と前回の取りまとめの対応状況 (国税庁より説明))
- 〔第 13 回〕平成 16 年 4 月 2 日～〔第 17 回〕平成 16 年 5 月 31 日
(関係省庁、各方面の専門家からのヒアリング)
- 〔第 18 回〕平成 16 年 6 月 8 日、〔第 19 回〕平成 16 年 6 月 22 日
(関係業界からのヒアリング)
- 〔第 20 回〕平成 16 年 7 月 5 日
(これまでのヒアリングのポイント整理等)
- 〔第 21 回〕平成 16 年 9 月 22 日、〔第 22 回〕平成 16 年 10 月 13 日
(主要国における酒類販売に係る諸規制の実態調査報告)
- 〔第 23 回〕平成 16 年 10 月 25 日、〔第 24 回〕平成 16 年 11 月 10 日
(これまでの議論の整理)
- 〔第 25 回〕平成 16 年 11 月 22 日、〔第 26 回〕平成 16 年 11 月 29 日
(フリー・ディスカッション、とりまとめ)

(注) 平成 16 年 2 月の懇談会再開後の実績のみ掲げた。

社会的な要請への今後の対応のあり方（概要）

本懇談会では、酒類販売等に対する社会的な要請のうち最も重要な課題の一つである「未成年者飲酒防止への取組」と「適正飲酒の定着」を取り上げ、今後の具体的な施策について検討した。その検討結果は、次のとおりである。

酒税の保全を目的とする免許制度による規制では、社会的な要請に十分に対応することは困難であり、酒類販売に係る行為規制を広く検討の対象とする必要がある。なお、諸外国の酒類小売業に係る参入規制を見ると、国・地域により様々であり、国際的な整合性のある制度は見出し難い。

また、諸外国では、若者の集団飲酒による秩序違反（ディスオーダー）やアルコポップスと呼ばれる低アルコール飲料の若者への普及が社会問題となっている。我が国でも、都市部の繁華街等において青少年の飲酒行動が問題視されており、早急な対応が望まれるところである。

未成年者の飲酒防止等の取組に当たっては、関係省庁や業界等とより一層連携して総合的に推進する必要があるが、「未成年者飲酒防止への取組」等の社会的な要請に対する具体的な対応策は、以下のとおりである。

(1) 未成年者飲酒防止への取組

- イ 未成年者飲酒禁止法違反に係る取締り・罰則の更なる強化の要請
- ロ 広告宣伝の自主規制の見直し・遵守の徹底、製品等への実効性のある表示とするための内容、方法等の見直しの検討
- ハ 飲食店も含めた酒類の販売・提供業者による酒類購入者の年齢確認の徹底、年齢確認の社会での定着
- ニ 成人識別機能のない従来型の酒類自動販売機の完全な撤廃
- ホ 一定時間・場所における酒類販売を条例等により規制する等の地域の実情に応じた取組
- ヘ 学校における体験学習や地域学習等を通じた飲酒教育の実施、家庭における未成年である我が子の飲酒防止が親の責務であるとの意識の醸成
- ト 未成年者飲酒防止の観点からの過度な販売競争の抑制

(2) 適正飲酒の定着

- イ 消費者自身による健康の自己管理を促すための普及啓発
- ロ 妊産婦の飲酒に関する警告表示の義務化の検討
- ハ 大量飲酒に関する注意表示の自主ルール化の検討
- ニ 健康に効果のある酒類の研究開発に期待